

## 鎌倉市福祉センター公衆無線LANの利用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、鎌倉市福祉センター公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定める。

### (利用者の条件)

第2条 本サービスを利用することができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 鎌倉市福祉センター会議室等を利用する個人又は団体
- (2) 災害ボランティアセンターの業務に従事する個人又は団体及び災害ボランティア活動に参加する個人又は団体

### (利用料)

第3条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者が費用を負担するものとする。

### (本サービスの内容)

第4条 利用者が所持するスマートフォン、タブレット端末、パソコン等の無線LAN接続機能を使ってインターネットに接続することができる。

- 2 本サービスでは、利用時間の制限により180分毎にインターネット接続が切断されるが、1日の利用回数に制限なく再度接続できる。

### (本サービスの利用のための準備等)

第5条 利用者は、利用にあたり、自己の責任と負担において、次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi機能を搭載した、パソコン（電源装置を含む）、携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末等（以下「端末装置」と言う。）
- (2) 端末装置を使用してインターネット閲覧等を行うためのソフトウェア（ウェブブラウザ等）
- (3) 端末装置及び端末装置付属機器等に供給する電源

### (免責事項)

第6条 市は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することをなんら保証しない。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対してもなんら保証しない。市は、本サービスにいかな

る不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負わない。

- 2 本サービスでは、電波状況、回線状況によりその接続や速度は保証されない。
- 3 市は、利用者が本サービスを使用したこと、又は、使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負わない。
- 4 市は、以下に掲げる場合等において、利用者に生じる損害、トラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負わない。
  - (1) 利用者の使用環境により、本サービスが使用できない場合
  - (2) 市が本サービスを変更し、又は本サービスの使用を中止した場合
  - (3) 本サービスの使用により、利用者の端末、OS (Operating System)、ウェブブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、又は利用者のデータが消失、毀損等した場合
  - (4) 本サービスにおいて、利用者同士又は利用者と第三者の間で法令又は公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等が生じた場合
- 5 市は、本サービス上に掲載される情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、及び品質等についてなんら保証しない。また、市は、本サービスに表示される情報及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負わない。

(本サービスの中止等)

第7条 市は、予告なく本サービスの機能の全部又は一部の変更、中止又は終了することがある。なお、当該変更、中止又は終了により利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、市はいかなる責任も負わない。

(本基準の変更)

第8条 市は、本基準の内容を予告なく変更できるものとする。変更後に本サービスを使用する場合、利用者は当該変更について同意したものとする。